

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
5月31日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課).....一
- 告示
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示の一部改正(給与厚生課).....二
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正(給与厚生課).....二
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示の一部改正(給与厚生課).....二
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....二
保安林予定森林(森林整備課).....三
道路の区域の変更(道路整備課).....三
- 公告
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....三
山口都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....四
一般競争入札の実施(物品管理課).....五
- 人委規則
特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....六
- 公安委告示
警備員指導教育責任者講習の実施.....七
警備員等の検定の実施.....八
- 監査告示
外部監査人の補助者の氏名等.....一〇

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第一号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号。以下この号において「法」という。)に基づく地域福利増進事業の実施の準備に関する事務

イ 法第七条第一項の規定に基づき、知事の許可を受けて障害物の伐採等をするこ

と。
ロ 法第七条第二項及び第三項後段の規定に基づき、障害物の伐採等について確知所有者に通知すること。

附 則

この規則は、令和元年六月一日から施行する。



山口県告示第三十一号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示(昭和四十三年山口県告示第四百五十五号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示は、平成三十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償については、なお従前の例による。

令和元年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 補償基礎額の表第二号のイ中「三千九百三十円」を「三千九百六十円」に改める。

山口県告示第三十二号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

令和元年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

表中「四、七四八円」を「四、九〇〇円」に、「一三、二八四円」を「一三、二八五円」に、「五、三七七円」を「五、四八四円」に、「五、九六七円」を「六、〇一〇円」に、「一四、二五五円」を「一四、二四九円」に、「六、三〇四円」を「六、三八九円」に、「一七、三五三円」を「一七、二八五円」に、「六、六七三円」を「六、七六〇円」に、「一九、二八六円」を「一九、〇五二円」に、「六、九二六円」を「七、〇四二円」に、「二一、三九三円」を「二一、三九九円」に、「七、〇二〇円」を「七、〇八六円」に、「二三、九〇五円」を「二三、三〇四円」に、「六、八一二円」を「六、九一三円」に、「二五、二五七円」を「二五、二三二円」に、「六、三三三円」を「六、四二四円」に、「二四、八五九円」を「二四、七九七円」に、「五、一四二円」を「五、二二二円」に、「一九、七二六円」を「一九、七六九円」に、「三、九三〇円」を「三、九六〇円」に、「一五、二九一元」を「一四、九九七円」に改める。

山口県告示第三十三号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示(平成八年山口県告示第二百七十七号)の一部

を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和元年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

表常時介護を要する状態の項中「十万五千二百九十円」を「十六万五千五百十円」に、「五万七千九十円」を「七万七千九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千六百五十円」を「八万二千五百八十円」に、「二万八千六百円」を「三万五千四百円」に改める。

山口県告示第三十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
うえだ内科・循環器クリニック		防府市岸津一丁目一八番六号	令和元、五、一
にしみ内科クリニック		岩国市錦見六丁目一四番三二号	平成三二、四、
藤井歯科医院		山口市中河原町二番三〇号	〃
三浦薬局		赤妻町三番三三二二号	〃
むれ薬局		防府市牟礼今宿一丁目五番三八号	令和元、五、
いとう薬局		下松市美里町四丁目六番二四号	平成三二、四、
クローバー薬局そお店		岩国市周東町祖生五七七八の八	〃
いちご薬局室積店		光市室積中央町四番一〇号	〃
さくら薬局ひかり店		光ケ丘六番二号	令和元、五、
光ケ丘薬局		〃 五番一七号	〃

山口県告示第三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和元年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市阿東徳佐中字平原一〇〇〇二、一〇〇〇四、一〇〇〇四第一
美祢市秋芳町青景字石ヶ森一〇〇〇八の五、一〇〇〇八の六、一〇〇〇八の九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市阿東徳佐中字平原一〇〇〇二・一〇〇〇四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年五月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 岩国玖珂線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
岩国市川西二丁目一〇八番一地先から 同市川西二丁目七〇七番一地先まで	最狭 三五・〇〇	最狭 二六・〇〇		一一・〇	
	最狭 三九・〇〇			一一・〇	



(二五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和元年五月三十一日から同年九月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンキュードラッグ上田中町店
所在地 下関市上田中町二丁目九の三七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社サンキュードラッグ 住所 北九州市門司区黒川西三丁目一番二二号 代表者の氏名 平野 健二

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
株式会社サンキュードラッグ 北九州市門司区黒川西三丁目一番二二号 平野 健二

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和元年十二月二十五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二四七平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

三五台

(二) 駐車場の収容台数

一〇台

(三) 荷さばき施設の面積

二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

六立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称

株式会社サンキュードラッグ

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成三十一年四月二十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートリアル長府才川店

所在地 下関市長府才川二丁目四八九の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

株式会社トリアルカン 福岡市東区多の津一丁目二番二号

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社トリアルカン 福岡市東区多の津一丁目二番二号 代表者の氏名 榎木野仁司

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社トリアルカン 福岡市東区多の津一丁目二番二号

氏名 又は 名称 住 所 代表者の氏名 榎木野仁司

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年五月二十九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、九七〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一二六台

(二) 駐車場の収容台数

五〇台

(三) 荷さばき施設の面積

一七〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

三六立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称

株式会社トリアルカン

開店時刻 午前零時

閉店時刻 午後一二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

令和元年五月八日

(一六) 山口都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、山口都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和元年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和元年七月二十五日(木曜日)午後二時

二 開催の場所

山口市亀山町二番一号

山口市役所

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する山口都市計画道路三・五・十八上矢原上東線

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和元年七月十八日(木曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇二)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和元年七月十八日までの消印のあるものに限り、公

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公

聴会において意見を述べる者が選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限

することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨について、公述申出書を

提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三一

三三三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

防府市駅南町一三番四〇号

防府土木建築事務所

山口市神田町六番十号

防府土木建築事務所山口支所

山口市亀山町二番一号

山口市都市整備部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(一七) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和元年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

警察情報ネットワーク端末装置 三百六十台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和元年九月二十日

(四) 納入場所

山口県警察本部警務部情報管理課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号の

いずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配

人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二百

三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ

の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す

る物品等の種類等に関する告示(平成三十一年山口県告示第二十二号)に基づく資

格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ、借入れ及

び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
 (四) 令和元年五月三十一日から同年七月十二日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

令和元年七月十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和元年七月十二日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

令和元年七月十二日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落

札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和元年六月二十四日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: Police information network personal computers 360 sets

(3) Delivery period: September 20, 2019

(4) Delivery place: Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. July 11, 2019
 (If brought in person: 10:00 A.M. July 12, 2019)



特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第一号

特殊勤務手当の支給に関する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる疾病に相当すると人事委員会が認めるもの

第十九条第二項第十五号中「皇后」を「皇后、上皇、上皇后」に、「文仁親王」を

「皇嗣、皇嗣妃」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特殊勤務手当の支給に関する規則第五条第二項第四号の規定は、平成三十年十一月二十七日から適用する。



山口県公安委員会告示第一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和元年五月三十一日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

令和元年七月十六日（火曜日）から同月二十二日（月曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十三日（火曜日）の午前九時から午後六時二十分まで

イ 追加取得講習（講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

令和元年七月十九日（金曜日）及び同月二十二日（月曜日）の午前九時から午後五時三十分まで並びに同月二十三日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第一号に規定する業務（以下「第一号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年國家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年國家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上

第一号警備業務に従事しているもの

追加取得講習

(二) 追加取得講習

第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、かつ、(一)のAからオまでのいずれかに該当する者

受講申込書の受付期間

令和元年六月十七日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）まで
ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 二の(一)のAに該当する者については履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備

業務の従事期間に関する証明書(以下「第一号警備業務従事証明書」という。)、

二の(一)のイに該当する者については一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)の

ウに該当する者については二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務

従事証明書、二の(一)のエに該当する者については一級の検定に係る旧検定規則第八

条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者については二級の検定に係る旧検定規

則第八条の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影し

た無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を

除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者については四万七千円、追加取得講習を受講し

ようとする者については二万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余

白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施

する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警

察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵

便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った

宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

山口県公安委員会告示第二号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等

の検定を次のとおり実施する。

令和元年五月三十一日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

施設警備業務 一級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 令和元年九月四日(水曜日)の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 令和元年九月十九日(木曜日)

場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に

住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該

当する者であること。

(一) 施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該

合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和元年七月二十二日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)までの午前八時三十

分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るも

のとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その

者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員

にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員
 施設警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 令和元年九月四日(水曜日)の午前十時から正午まで
 場 所 山口市滝町一番一号
 山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 令和元年九月二十六日(木曜日)
 場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 受検資格
 山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和元年七月二十二日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。



山口県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

令和元年五月三十一日

山口県監査委員

氏名	住所	期間
品川 充洋	岩国市今津町六丁目九番一〇―二号	令和元年五月三十一日から令和二年三月三十一日まで
森永 晃仁	光市虹ヶ浜三丁目一番二〇―五〇三号	〃
村田 治子	山陽小野田市大字東高泊四二の一	〃
水谷 公威	周南市住崎町三番二〇―四〇七号	〃
山田 康雄	下関市一の宮本町一丁目五番八号	〃
花井 宏行	岩国市麻里布町一丁目八番九五―一〇〇一号	〃
天羽 亮介	元町一丁目六番一〇―六〇五号	〃

令和元年五月三十一日印刷
令和元年五月三十一日発行

発行人所

山口県知事